

2-4 都市景観の取り組みプログラム

分野区分	基本的方向	基本方針	実施プログラム																			
			前期(10ヶ年)										後期(10ヶ年)									
			15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年	32年	33年	34年
IV 都市景観	1 都市景観	(1) 魅力ある都市景観及び町民参加による都市景観の形成	① 景観づくりのガイドライン策定を目指す。	●																		
			② 地域の歴史的文化的遺産の保存に努め、町内に点在する廃屋や空家などの周辺景観と合わせた利用方法などの検討を行う。	●																		
			③ 北海道条例に基づいた屋外広告物の行政指導の徹底・啓発を図る。	●																		
			④ CI計画に基づいた道路や公共施設の誘導サインの導入を目指す。	●																		
			⑤ 住民参加で道路や公園など公共施設周辺の緑化を推進する。	●																		
			⑥ クリーンタウン推進員や町内会・地域会などと連携を図り、環境美化運動の推進と普及啓発を行う。	●																		
			⑦ 住民参加により、町の木「ナラ」の植樹活動の推進や町内にある巨木の保全や活用を図る。	●																		
			⑧ 花いっぱいコスモス推進会議やフラワーマスターが中心となり、町内会・地域会・老人クラブ・学校・職場・商店街などと連携をはかりながら、町民総ぐるみの「花いっぱい運動」を推進する。	●																		
			⑨ 住民総参加により、町の花「コスモス」の推進を図る。	●																		
			⑩ オモチヤリ川の自然型河川への整備を推進する。	●																		
			⑪ 開運川など市街地の河川の環境整備を推進する。	●																		

2-5 都市防災の取り組みプログラム

分野区分	基本的方向	基本方針	実施プログラム																			
			前期(10ヶ年)										後期(10ヶ年)									
			15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年	32年	33年	34年
V 都市防災	1 都市防災	(1) 災害に強い都市基盤づくりと災害時における防災体制の充実	① 災害・緊急時に備えた地区ごとの避難場所、避難経路の安全性の確保、周知徹底を図るとともに、消防団や民生委員などの福祉関係者、町内会・地域会などとの連携による災害時の連絡・避難・救助体制を確立する。	●																		
			② 単身高齢者・高齢者のみの世帯・障害者などの災害弱者に対し、必要に応じて緊急通報装置などの設置を進める。更に、災害時における緊急一斉通報など、総合的なシステムの構築を検討する。	●																		
			③ 災害が発生した場合には、力を合わせた活動を組織的に集約することが有効であり、自主的な防災組織の育成を推進します。	●																		
			④ 防災井戸の場所・機能等の周知を図り、緊急時に対する有効利用を進めます。	●																		
			⑤ 消防水利の確保を図り、防火水槽、消火栓などの設置、改修を計画的に進めるとともに、あらゆる災害に適切に対応できる消防施設や、装備の充実・強化を計画的に進める。	●																		
			⑥ 災害に備え、防災ステーションの整備と資機材などの備蓄体制の充実を図る。	●																		

2-6 町民参加の取り組みプログラム

分野区分	基本的方向	基本方針	実施プログラム																			
			前期(10ヶ年)										後期(10ヶ年)									
			15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年	32年	33年	34年
VI 町民参加	1 町民参加	(1) 町民参加型まちづくり組織の確立	① 自主的なまちづくり運動を促進し、多くの町民の意見や発想が反映されるようにワークショップやグランドワークなどの開催に努める。	●																		
			② 各種委員などの一般公募を含め、住民が政策形成過程に参加できる機会の拡充に努める。	●																		
			③ 住民自治組織や地域団体、産業団体、健康・福祉団体、まちづくり団体などの活動の活発化を推進し、幅広い人材育成体制の構築に努める。	●																		
			④ 「自分たちの地域は、自分たちでつくる」ことを目指し、地域住民と行政の役割分担を明確にするとともに、関係機関や行政各分野の連携・運動性の充実に努める。	●																		
			⑤ 幅広い人材育成のための各種交流事業や地域リーダー養成事業に対し支援する。	●																		
		(2) まちづくり情報の共有化	⑥ 企業的な経営感覚が求められる事業の民間委託やNPO組織との連携など、民間の役割分担の明確化や公共サービスとしての質の確保など、行政責任に留意しつつ、民間活力の適切な活用を図る。	●																		
			① 町内まちづくり団体などの活動状況や課題、近隣、他地域の状況について把握し、広報活動や情報交換などを通じ団体活動の助長に努める。	●																		
			② 住民の積極的なまちづくりへの参加を促すため、情報公開の推進はもちろん、一歩進んだ住民と行政の「情報共有」を目指し、政策のプロセスや問題について積極的な情報提供に努める。	●																		
			③ 政策形成過程や計画策定過程を明らかにし、町政への住民参加の意識を高め、政策形成や計画策定などに関する審議会などの会議の公開に努める。	●																		
			④ CIの普及・実践を通じ、まちづくりに対する共通の目標・理念・理想を示す。	●																		